

特定健診・特定保健指導について

厚生労働省は医療制度の改革の一つとして、平成20年度より40歳以上75歳未満の本人と家族全員を対象とした「特定健診・特定保健指導」を健康保険組合に義務づけました。これを受けて当健保組合は、早期発見・早期治療の観点から開始年齢を5歳下げて、本人・家族とも35歳以上75歳未満を対象として実施しています。

■「特定健診」とは

従来の健診は、身体全体を網羅的に検査して、そこで見つかった病気を個別に治療するものでした。これに対して、「特定健診」とは、医学の進歩で「糖尿病」「高脂血症」「高血圧症」など、いわゆる「生活習慣病」の原因が、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）であることが分かってきましたので、このメタボリックシンドローム対象者を見つけ出すことを目的とした健診として実施します。

■「特定保健指導」とは

特定健診で見つけ出されたメタボリックシンドローム対象者を、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」の3階層に分けて保健指導することをいいます。

- ・ **情報提供** 受診者全員に対してメタボリックシンドロームの概念と健康改善について情報提供を致します。
- ・ **動機付け支援** 初回20分以上の面談と、6カ月後に評価します。
- ・ **積極的支援** 初回20分以上の面談と、面談・電話・メールなどで3ヶ月以上の継続支援を行い、6カ月後に評価します。

■3階層の判定方法

